

東京都アーチェリー協会加盟団体会長 殿

平成28年3月2日
東京都アーチェリー協会
理事長 外立 眞里

平成28年度 公認審判員の資格登録更新の件

平素より、東京都アーチェリー協会にご尽力とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、今年の3月31日をもって、公認審判員の資格認定期間が満了となります。
つきましては、更新登録申請手続のご案内を下記の通り申し上げます。
添付しました登録申請書に必要事項を記入の上、各協会毎に纏めて、
メールにて、お申し込みをお願い致します。

記

更新には、平成28年度の全日本アーチェリー連盟の会員登録が必要です。
全日本アーチェリー連盟の会員資格を失効すると公認審判員資格も失効します。
27年度に全ア連登録をしていない方も、今回に限り28年度に登録すれば更新が認められます。
今後は毎年全ア連に登録しないと資格が取り消される可能性があります。

更新にあたって

- 1 平成28年度の全ア連登録申請済で有ること
- 2 平成28年度の000から始まる全ア連登録番号を記載すること
- 3 3月に新規で3級資格を取得した方の更新は必要ありません
- 4 公認審判員としての自覚及び競技規則を心得ていること
- 5 競技会へ公認審判員として参加する意思のあること
- 6 更新には、東京都アーチェリー協会の推薦が必要です。
(公認審判員規程第8条及び第9条をご確認ください)

更新登録費用は以下の通りです。(競技規則は別途購入となります)

1級公認審判員	3500円
2級公認審判員	2500円
3級公認審判員	1000円

申し込み期間：平成28年5月1日～5月30日

申込方法（更新申請書の送付先）

メール：

更新料の振込先は、申請書の到着確認後お知らせします。